

[罪となるべき事実]

被告人は、平成12年8月3日午後3時ころ、当時の被告人方の6畳間において、A(平成12年3月13日生。当時生後約4か月)に対し、その身体を抱き上げて半回転するようにして畳の上に投げ落とす暴行を加えて、同児に前額部打撲、硬膜下出血の傷害を負わせ、よって、同月8日午後6時23分、東京都立広尾病院において、同児を上記傷害に基づく脳圧迫・脳浮腫により死亡するに至らせたものである。

被告人は、長女を出産してからは、同年代の子供を持つ母親らとの交際を始めるようになり、被害者の母親であるBとも交際するようになった。被告人は、神経質な性格であったため、Bのささいな言動が気になり、同女とは気が合わないのではないかなどと感じていたが、Bの長女と自分の娘とが仲が良くなっていた上、周囲からは自分とBとは親しい間柄と見られていたため、突然距離を置くようなことは世間体からもできず、同女との交際を一応継続していた。しかし、Bに対する嫌悪感のようなものはなかなか収まることはなく、被告人は、自宅にBを誘ったのに来なかったことから、勝手に約束を破ったと思い込んだこと等も加わって、Bに何か嫌がらせをしてやりたいと思うようになり、同年6月末ころ、B方にあった被害者用の粉ミルクの缶の中に顆粒状にした胃薬を混入するという行為にまで及んだ。そして、被害者がミルクを飲んで吐くという異変から、Bが製造メーカーに粉ミルクの検査を依頼したことを知ると、被告人は、警察沙汰になることを恐れて、自分が過って胃薬を混入してしまったせいかもしれないなどとBに告げた。ところが、Bは被告人を何ら責めようとはせず、被告人は、そのことで、かえってBに対して負い目を感じるようになり、無理をしてでも親切に振る舞わなくてはいけないとの思いにかられ、子供を預かったり、買い物をしてあげたりと、お節介なまでに気を遣うようになっていき、このようなこと等が原因となり、ストレスをため込んでいった。被告人は、犯行当日、Bが風邪を引いて病院に行くということで、被害者を預かり、自宅で面倒を見ていたものの、被害者の機嫌は優れずぐずっており、苛立ち感を募らせていたところ、泣き出した被害者にミルクを飲ませようとその準備をしたものの、自分の娘がほ乳瓶を手にして上下に振るなどしてはしゃぎ始め、注意しても返そうとしなかったことから、苛立ち感を爆発させて、判示犯行に及んだものである。

犯行態様について見ると、被害者を抱いたまま立ち上がり、被告人の肩の高さくらいから畳の上に投げ落としたというものである。そして、被告人は、犯行後も、すぐに異変が発現しなかったとはいえ、大したことはないと安易に考えて格別の措置を執らずに放置して症状を悪化させ、約3時間を経過してから、ようやく被害者の異変に気付き、B方に駆け込んで119番通報を依頼するなどしているものの、以後、周囲の者には、過って落とした旨の虚偽の弁解を口にして、取調べを受けるまで自己の犯行を隠そうとしていた。

参考判例

・ 被告人は乳児Aの前面からその両脇を両手でつかんで全身を持ち上げた上、両手を振り下ろして同児の頭部を床に2回叩き付け、同児に頭蓋骨骨折、急性硬膜下出血等の傷害を負わせた。同児は頭部打撲による急性硬膜下出血に起因した脳圧迫により病院にて死亡した。

懲役5年

・ 被告人は乳児A(当時3歳)に対し、4度にわたり、Aが泣き出す度に、Aに対する苛立ちや憎しみを覚え、その感情を押さえ切れず、Aの頬を平手で力任せに殴打して頭部をトイレの壁等に打ち付けさせ、あるいは、胸部を手で強く突き飛ばして転倒させて後頭部を床等に打ち付けさせ、ないしは、孫の手で頭部を強打し、若しくは、頬を平手で手加減することなく殴打して頭部を壁や床に打ち付けさせるなどの暴行を繰り返し加え、よって、Aに急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、病院において、Aを死亡させたものである。

懲役4年

・ 被告人は、乳児Aが泣き止まないことなどに立腹し駐車中の普通乗用自動車内において、同女に対し、その左右側頭部を手拳で各1回殴打するなどの暴行を加え、よって、同女に硬膜下出血及びくも膜下出血の傷害を負わせ、被告人方において、同女をして上記傷害に基づく中枢神経機能障害により死亡させたものである

懲役3年

・ A(当時3か月)が泣き止まないことなどに立腹し、同女に対し、その左右側頭部を手拳で各1回殴打するなどの暴行を加え、よって、同女に硬膜下出血及びくも膜下出血の傷害を負わせ、同女をして上記傷害に基づく中枢神経機能障害により死亡させたものである。

懲役3年

参考判例

・ 乳児の頭部をサッシ窓のアルミ枠に強く打ち付け、さらに、被告人方において、同児を約170センチメートルの高さから床面に放り投げ、よって、同児に硬膜下血腫を含む重症頭部外傷の傷害を負わせ、これにより同児を脳死状態に陥らせて、病院において、死亡するに至らせた事例。

懲役12年

・ 妻のXとともにV（当時2歳）に必要な食べ物や飲物を与えない状態を続けてVを脱水症状に陥らせ、日ごろ激しい暴行を加えたこととも相まってVを著しく衰弱させ、a市内のマンションにあった当時の被告人方において、こもごもVの頭部を手拳で多数回殴打するなどの暴行を加えた上、必要な水分を与えないままその場に放置し、よって、午前1時過ぎころ、同所において、脱水に伴う循環不全等によりVを死亡させた事例。

懲役10年

・ 被告人は、C（当時1ヶ月）がぐずると苛立ち、何で自分は嫌いな子供の面倒を見ているのか、泣けば何とかかなると思っているのかとCに対する憎しみを募らせていた。そして、被告人方居宅において、Cの顔面を平手で数回殴打し、よって、そのころ、同所において、Cを頭蓋内損傷又は頸髄損傷により死亡させた事例。

懲役13年

・ 被告人は、市営住宅g号室の当時の被告人方において、長男D（当時1歳3か月）を養育していたものであるが、同室玄関ドアを施錠して容易に他者が同室内に立ち入ることのできない状態にした上、同人らを敢えて置き去りにし、同年12月4日までの間、自らも同室内に立ち入ることなくそのまま放置し、よって、Dを脱水及び栄養不良による飢餓、低体温又はその競合により死亡させた事例。

懲役10年